資金運用にあたっては、国立大学法人法第35条の２が準用する独立行政法人通則法第47条及び国立大学法人法第33条の５第２項の規定に基づき、預金及びＡ格以上の社債のみを保有しており株式等は保有していない。なお、当該運用資産は、金利の変動による市場リスクや信用リスク等を包含しているが、国立大学法人富山大学資金運用管理規則に基づき適切なリスク管理を実施し、資金の運用状況等を役員会及び経営協議会に報告している。また、未収附属病院収入は、国立大学法人富山大学予算決算及び出納事務取扱規則に沿ってリスク管理を行っている。

大学改革支援・学位授与機構債務負担金及び長期借入金（一部は民間金融機関からの借入金）の使途は附属病院及び学生寮の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入を実施している。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収入金等及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

（単位：円）

	貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額（＊）
⑴　有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	4,304,969,472	4,118,183,700	△　186,785,772
⑵　大学改革支援・学位授与機構債務負担金	(2,173,500)	(2,141,536)	(△　31,964)
⑶　長期借入金	(15,357,495,000)	(14,402,386,245)	(△　955,108,755)
⑷　リース債務	(2,065,230,011)	(1,960,109,326)	(△　105,120,685)

（＊）　負債に計上されているものは、(　) で示している。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類している。

レベル１の時価：同一資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

⑴　時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当する金融商品なし。

⑵　時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債　（単位：円）

区　分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
有価証券及び投資有価証券	—	4,118,183,700	—	4,118,183,700
資　産　計	—	4,118,183,700	—	4,118,183,700
大学改革支援・学位授与機構債務負担金	—	2,141,536	—	2,141,536
長期借入金	—	14,402,386,245	—	14,402,386,245
リース債務	—	1,960,109,326	—	1,960,109,326
負　債　計	—	16,364,637,107	—	16,364,637,107

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

社債は取引証券会社から提示された価格に基づき算定しており、レベル２の時価に分類している。

大学改革支援・学位授与機構債務負担金、長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類している。

賃貸等不動産の時価等に関する注記事項

当法人は、富山県内において賃貸等不動産を保有しているが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略している。

国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストに関する注記事項

（単位：円）

Ⅰ　業務費用		
⑴　損益計算書上の費用	51,801,757,168	
⑵　（控除）自己収入等	△36,368,400,970	
業務費用合計		15,433,356,198
Ⅱ　資本剰余金を減額したコスト等		1,483,006,240
Ⅲ　機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	1,694,759	
政府出資の機会費用	730,407,299	
無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	—	732,102,058
Ⅳ　（控除）国庫納付額		—
Ⅴ　国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト		17,648,464,496

国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

土地については、相続税評価額又は地方公共団体の条例に定められた占用料を参考に計算している。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

「国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（令和８年４月10日付け８文科高第46号）に基づき、2.345％で計算している。